

大口町告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

平成29年12月25日

大口町長 鈴木 雅博

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
大口町ふるさと寄附金
(但し、インターネットによる公金支払の方法により代理収納されるものに限る。)